

首都圏中央連絡自動車道 谷田川高架橋(下部工)工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	金抜き設計書 2-(6)構造物掘削 特殊部A(PD7)	設計図(2)下部工 179/195には、硬質部のN値の記載がありません。特記仕様書P25には、硬質地盤専用圧入機 $50 < N_{max} \leq 180$ とあります。土木工事積算基準では、 $50 < \text{最大地盤N値} \leq 100$ または $100 < \text{最大地盤N値} \leq 180$ の歩掛区分となっています。土木工事積算基準のどちらの歩掛区分と考えればよいでしょうか。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	金抜き設計書 2-(6)構造物掘削 特殊部A(PD13)	設計図 (2)下部工 184/195に「※2、隣り合う鋼矢板同士の継手位置は、千鳥配置とする、※3、鋼矢板の継手に伴う鋼矢板長は、スクラップ長を考慮するものとする。」とあります。特記仕様書P25には、鋼矢板 VL型14.5m(リース)とあります。どちらの記載が正しいのでしょうか。スクラップ長で考慮する場合は、継手に伴う鋼矢板長(スクラップで計上する部材長)をご教示願います。	特記仕様書に示すとおり、構造物掘削 特殊部(PD13)の施工に使用する鋼矢板については、リース品とお考えください。 リース品の返却にあたり、スクラップ長未満となる部材については、買取費用を考慮します。 なお、スクラップで計上する部材長については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
3	金抜き設計書 2-(6)構造物掘削 特殊部A(PD16)	設計図 (2)下部工 185/195に「※2、隣り合う鋼矢板同士の継手位置は、千鳥配置とする、※3、鋼矢板の継手に伴う鋼矢板長は、スクラップ長を考慮するものとする。」とあります。特記仕様書P26には、鋼矢板 III型12.5m(リース)とあります。どちらの記載が正しいのでしょうか。スクラップ長で考慮する場合は、継手に伴う鋼矢板長(スクラップで計上する部材長)をご教示願います。	特記仕様書に示すとおり、構造物掘削 特殊部(PD16)の施工に使用する鋼矢板については、リース品とお考えください。 リース品の返却にあたり、スクラップ長未満となる部材については、買取費用を考慮します。 なお、スクラップで計上する部材長については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
4	金抜き設計書 2-(6)構造物掘削 特殊部A(PD18)	設計図 (2)下部工 187/195に「※2、隣り合う鋼矢板同士の継手位置は、千鳥配置とする、※3、鋼矢板の継手に伴う鋼矢板長は、スクラップ長を考慮するものとする。」とあります。特記仕様書P26には、鋼矢板 III型14.0m、15.0m(リース)とあります。どちらの記載が正しいのでしょうか。スクラップ長で考慮する場合は、継手に伴う鋼矢板長(スクラップで計上する部材長)をご教示願います。	特記仕様書に示すとおり、構造物掘削 特殊部(PD18)の施工に使用する鋼矢板については、リース品とお考えください。 リース品の返却にあたり、スクラップ長未満となる部材については、買取費用を考慮します。 なお、スクラップで計上する部材長については、貴社の施工計画に基づきお考えください。
5	金抜き設計書 7-(1)基礎杭 場所打ちコンクリート杭(機械掘削、φ1200)、特-(1)鞘管工A(PD13)、(PD16)、(PD17)	見積対象単価には、割掛工事費も含み、参考見積書として提出しています。最終参考見積書の割掛工事費は、割掛対象表参考内訳書に記載された数量に係わらず、参考見積書の数量及び単価が採用されると考えてよろしいでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
6	特記仕様書P1 1-5施工地域区一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)	特記仕様書P1 1-5施工地域区分は、「市街地部(DID地区及びこれに準じる地区)が施工場所に含まれない工事」とあります。特記仕様書P6には、8-3 市道等閉鎖 市道5-4403号、市道5-1607号、8-5一般道の交通規制及び通行止め 市道2級32号線が記載されています。 施工地域区分には、2車線以上(片側1車線以上)かつ断面交通量が5,000台/日以上に該当しない車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時全面通行止めの場合を含む。)も該当するのではないかでしょうか。	市道5-4403号、市道5-1607号については、特記仕様書8-3に示すとおり、道路閉鎖となります。 また、市道2級32号線については、特記仕様書13-1に示すとおり、1車線の全巾4.5mの道路であるため、車線変更を促す規制を行う場合には該当しません。
7	土木工事積算基準	土木工事積算基準は令和4年7月1日改訂版を適用するのでしょうか。	積算に関する質問については、お答えできません。
8	特記仕様書P19 道路掘削、P20客土掘削、P21盛土工	盛土の施工にあたっては、緩速施工(10cm/day以下)にて施工を行うものとする。なお、緩速施工の速度については、盛土の安定を確保できる範囲内で監督員と協議し変更できるとあります。 入札時は、標準施工とするが、試験盛土等で、緩速施工速度(仕上り厚さ)を協議し、変更するということなのでしょうか。	特記仕様書に記載のとおり、緩速施工の速度については、試験盛土等の結果に基づき盛土の安定を確保できる範囲内で、監督員と協議し変更できるものとお考えください。